

公益財団法人四国中央市スポーツ協会

世界大会参加奨励費交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、四国中央市における競技スポーツのレベルアップを図るため、世界大会参加者に対し、公益財団法人四国中央市スポーツ協会(以下「本会」という。)が奨励費を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(奨励の対象)

第2条 四国中央市を代表して参加する個人又は団体に対して交付する。(日本選抜も含むが他の都道府県からの出場は対象外とする。)

2 公益財団法人日本スポーツ協会又はこれに加盟している競技団体が主催し、全国大会を経た世界大会参加であること。

(奨励費の額)

第3条 奨励費の額は、選手1名に対し、25,000円とする。

(奨励費の交付申請及び交付決定)

第4条 奨励費の交付を受けようとする者は、(以下「申請者」という。)は、奨励費交付申請書(第1号様式)を、世界大会参加前までに会長に提出しなければならない。

2 会長は、第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査して、奨励費の交付の可否を決定し、当該申請書に奨励費交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(奨励費の請求及び交付)

第5条 前条第2項の規定により奨励費の交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、速やかに奨励費交付請求書(第3号様式)により、奨励費の交付請求を行わなければならない。

2 会長は、前項の規定により提出された奨励費交付請求書の内容を審査し、適当であると認めるときは、その請求に基づき、奨励費を交付する。

(実績報告)

第6条 交付対象者は、世界大会が終了後速やかに実績報告書(第4号様式)を会長

に提出しなければならない。

(奨励費の交付取消し及び返還)

第7条 会長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励費の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 不正の手段により奨励費を受けたとき。
- (2) 奨励費を他の用途に使用したとき。
- (3) 奨励費交付の条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が不相当と認めたとき。

2 会長は、前項の規定により奨励費の交付の決定の取り消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に奨励費が交付されているときは、当該奨励費の全部又は一部の返還を命じることができる。

(要綱の改廃)

第8条 この要綱の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公益財団法人四国中央市体育協会の移行の登記の日(平成24年6月11日)から施行する。

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。